

「空き家管理に取組」明記

初の手引

不動産業 参入促す

菅理が行き届いていない空き家が増えていることから、国土交通省は、不動産業者に「空き家管理業」に参入してもらうための取り組みを強化する。国として初となる空き家管理業に関するガイドライン（手引）を作成。報酬や管理上の注意点を明示することで、参入を促す狙いだ。菅理状態にある空き家が増えることで売買、賃貸も活性化し、空き家の劣化防止や利活用にもつながると期待される。

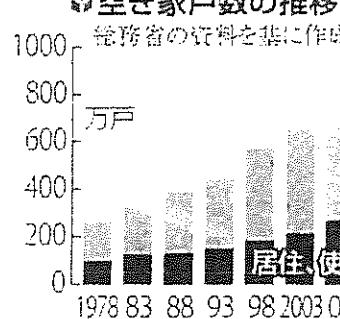
全国の空き家は900万戸（2023年10月、総務省調査）に上り、このうち

居住や使用の目的がない空

き家は約4割（385万戸）を占める。中には所有者の

菅理が行き届かず、劣化が進む物件も増えている。

空き家管理業は、不動産業者などが定期的に訪問し、温湿度がこもらないよう換気したり、雨漏りがないか点検したりするのが主な業務。除草や庭木の枝切り、台風や大雪後の破損のチェックを請け負うケース



近年は、警備会社やガス会社などが参入しつつあるが、不動産業者の動きは鈍い。国交省が不動産業者を対象に行ったアンケート調査（22年）では、回答した3990社のうち、空き家の菅理の経験があるのは27%（10800社）に上ったが、菅理業を継続しているのは9%（379社）にとどまつた。このうち3分の1は、無償で菅理を引き受けている。

約2割が「家具や家電がなくなつた」「追加の修繕が必要となつた」などのトラブルを経験していた。国交省は、空き家管理業への参入は、不動産業者にとっても、空き家の菅理から売買、賃貸につなげられるメリットがあり、空き家の劣化防止や利活用にもつながると判断。これまで国による統一ルールがなかつたことから、報酬や菅理上の注意点をガイドラインで示すことにした。

報酬については、不動産による統一ルールがなかつたことから、報酬や菅理上の注意点をガイドラインで示すこととした。

国交省幹部は「地域の空き家事情に詳しい不動産業者らに多く参入してもらい、売買や利活用も広がれば」としている。

国交省幹部は「地域の空き家事情に詳しい不動産業者らに多く参入してもらい、売買や利活用も広がれば」としている。

取引で得られる「仲介報酬」とは別に、空き家に関する相談・菅理業務でも制限なく得られる「明記」。菅理上の注意点として「貴重品がある場合は所有者に前もって持ち出してもらう」「所有者への報告は口頭や書面だけでなく写真を使う」「契約時に損害賠償責任の範囲を明確にする」と示す。

約2割が「家具や家電がなくなつた」「追加の修繕が必要となつた」などのトラブルを経験していた。

国交省は、空き家管理業への参入は、不動産業者にとっても、空き家の菅理から売買、賃貸につなげられるメリットがあり、空き家の劣化防止や利活用にもつながると期待される。